

議第 108 号

下呂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 11 月 30 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

令和 5 年 4 月から、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）が施行され、地方公務員の定年が現行の 60 歳から段階的に 65 歳まで引き上げられることに伴い、当該条例の一部を改正するもの。

# 下呂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する 条例

下呂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年下呂市条例第6号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>（1）～（7） （略）</p>	<p>（報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>（1）～（7） （略）</p>

## 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 【参考資料】

# 下呂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を 改正する条例要綱

## 1. 改正理由

令和5年4月から、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が施行され、地方公務員の定年が現行の60歳から段階的に65歳まで引き上げられることに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

## 2. 概要

(1) 条文中で引用する地方公務員法の条項を改めます。

(第3条関係)

(2) この条例は、令和5年4月1日から施行します。

(附則関係)

